

令和7年度新温泉町立浜坂中学校

いじめ防止基本方針

本校では校訓『礼節 協同 創造』を礎にし、学校教育目標『ふるさとを愛し、ともに高め合い、たくましく生きる生徒の育成』を教育活動の基盤に置いて、『ふるさと・学び・笑顔・元気』をキーワードに全校生徒が安心して学校生活を送り、充実した教育活動に取り組めるよう、教職員が生徒とともにいじめを許さない学校づくりを推進する。

そのために日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ迅速に早期対応し解決するためのいじめ防止基本方針を定める。

令和7年4月1日改訂

I いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの生徒にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止・早期発見・早期対応に取り組む事が重要である。

いじめ問題への取組にあたっては、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。とりわけ、生徒が「いじめをしない人」に育つように、また、「いじめを生まない環境」をつくり出すように取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、全ての教職員が日々実践することが求められる。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法第2条】

2 いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の(1)～(8)は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- (1) いじめはどの子どもにもどの学校でも起こり得るものである。
- (2) いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- (3) いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- (4) いじめにおいては、加害と被害が入れ替わりながら双方を経験する場合もある。
- (5) 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- (6) いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要、名誉棄損、屈辱等の刑罰法規に抵触する可能性がある。

(7) いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

※いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ① いじめに係る行為が止んでいること。
- ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

【文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」（令和7年3月改定）】

法に基づく、いじめの積極的な認知から次の段階へ

- ①各教科の「いじめ防止基本方針」の具体的な展開に向けた見直しと共有
- ②学校内外の連携を基盤に実効的に機能する学校いじめ対策組織の構築
- ③すべての生徒を対象とする発達支援的生徒指導及び課題予防的生徒指導への転換
- ④いじめを生まない環境づくりと生徒がいじめをしない態度や能力を身に付ける働きかけ

【参考：生徒指導提要 P120】

3 いじめの対応

〈発達支持的生徒指導〉

生徒が「多様性を認め、人権侵害をしない人」に育つような人権教育や市民性教育、法教育等を通じた働きかけを行う。

〈課題予防的生徒指導：課題未然防止教育〉

道徳や学級・HR活動等における生徒主体のいじめ防止の取組の実施を行う。

〈課題予防的生徒指導：課題早期発見対応〉

いじめの予兆発見と迅速な対応を行う。アンケート、教育相談、健康観察等による気付きと被害生徒の安全確保等を行う。

〈困難課題対応的生徒指導〉

いじめの解消に向けた組織的な指導・援助を行う。いじめ防止対策組織による被害生徒ケア、加害生徒指導、関係修復等の実施。

Ⅱ いじめの未然防止等に関する基本的な考え方

いじめ問題において、生徒がいじめをしない態度や能力を身に付けるとともにいじめが行来学級・学校づくりを進めるなど、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識を全ての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない環境づくり」に取り組んでいく。生徒・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を見通した全ての生徒の成長・発達を支える生徒指導の計画を作成し実施していく。

Ⅲ 学校の主な対応

1 いじめの未然防止

(1) 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

自分を大切にするとともに他者の大切さを認め、お互いの人格を尊重し合うなど、豊かな心や人間関係を結ぶ力を育む教育を推進する。

① 個性や可能性を伸長する授業の充実

生徒の能力・適性や興味・関心、進路希望等に応じた学習活動を推進し、主体的に学校行事や授業に参加、活躍することを通じて、個性や可能性の伸長を図る。

② 人間関係の基盤となる力の育成

「『命の大切さ』を実感させる教育プログラム」等を活用し、人の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性、社会性の育成を図る。また、読書活動や対話・創作・表現活動等を取り入れた教育活動により、豊かな情操やコミュニケーション能力を培う。

③ 道徳教育の充実

「対話的な学び」を通して、生き方についての考えを深める授業研究を行い、生徒の社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育む。

④ 人権教育の充実

「いじめを許さない人権教育教材」等を活用し、人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育む。

⑤ 体験活動の推進

他者、社会、自然とのかかわりの中で体験活動を体系的に実施し、自分の役割を自覚する中で、自己有用感等を高める。また、地域住民や保護者等、多くの大人に支えられる体験を通して、生徒の自信や意欲、感謝する心など豊かな心を育成する。

・ 青少年芸術体験事業 わくわくオーケストラ教室 (1 年生)

・ 地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」推進事業 (2 年生)

(2) いじめに対する正しい理解

生徒一人一人が他者を自分と同じように尊重する心やいじめに対する正しい理解に基づき行動する態度を育成する。

(3) 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり

集団の一員としての自覚や自信を育み、互いに認め合える人間関係づくりを推進する。

生徒は、周りの環境によって大きな影響を受ける。生徒にとって、教職員の姿勢は、重要な教育環境の一つである。教職員が生徒に対して愛情を持ち、配慮を要する子どもたちを中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開することが、生徒に自己有用感や充実感を与えることになり、いじめの発生を抑え、未然防止の上での大きな力となる。

① 生徒のまなざしと信頼

生徒は、教職員の一挙手一投足に目を向けている。教職員の何気ない言動が、生徒を傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合がある。教職員には、生徒の良きモデルとなり、慕われ、信頼されように行動する。

② 教職員の協力協働体制

温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生徒指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気づくりに努める。そのためには、校内組織が有効に機能し、

様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、生徒と向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進する。

③ 豊かな人間性を高める学校生活

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりを行う。その中で、「自分のよさや可能性を発揮できた」という実感が、生徒を成長させるきっかけになる。また、教職員の子どもたちへの温かい声かけにより、生徒を大きく成長させていく。

④ 生徒による主体的な活動

生徒会活動等による自発的、自治的な活動で、いじめの防止を訴え、解決を図れるような取り組みを進める。

(4) 生徒や学級の状態の把握

生徒と同じ目線で考え、場を共有する中で、変化が見られる場合の早期のかかわりを大切にする。

また、PTAの各種会議や教育懇談会等において、学校におけるいじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。いじめの未然防止における家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、保護者研修会の開催やHP、学校・学年だより・いじめ基本方針（ダイジェスト版）等による広報活動を積極的に行う。いじめに対する家庭や地域の気付きと教職員の気付きが互いに共有できるよう情報窓口や連絡体制の周知を図る。

(5) 校内研修の実施

いじめ対応マニュアルや学校いじめ防止基本方針を活用した校内研修や事例研究等による教職員のいじめの認知や対応能力の向上を図る。

(6) 情報端末機器の正しい利用

生徒会作成の「スマホ・タブレットの約束三原則」を生徒・保護者に周知し、家庭と連携してスマートフォンの望ましい使い方について考えていく。

2 いじめの早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と生徒との信頼関係の構築に努める。いじめは、教職員や大人が気付きにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させていく。

また、生徒に関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者や地域の方とも連携して情報を収集する。

(1) 教職員の対応能力の向上

人権感覚、カウンセリングマインドの向上を図る。

(2) 日常的な実態把握

日常的な観察、生活ノート、スクールコンケア、アンケート調査の実施を行う。

(3) 相談しやすい環境づくり

いじめられている生徒や周囲の生徒が訴えやすい教職員の姿勢や体制づくりを推進する。

早期発見のための具体的な手だて

- ① 安心して過ごせる学校づくり ～生徒がいるところには、教職員がいる～
休み時間や昼休み、放課後など、授業以外の隙間の時間にも子どもたちの様子に目を配り、「生徒がいるところには、教職員がいる」ことを目指す。生徒とともに過ごす機会を積極的に設けることは、生徒に安心感を与えるとともに、いじめ早期発見に効果がある。
- ② 集団へのまなざし ～グループ内の人間関係に着目する～
成長の発達段階からみると、子どもたちは小学校中学年以降からグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期でもあることから、問題が発生しやすくなる。担任を中心に教職員は、学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係を把握することに努める。また、気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行う。
- ③ 生活ノートの実践 ～コメントのやりとりから生まれる信頼関係～
生活ノートや連絡帳の活用により、担任と生徒・保護者が日頃から連絡を密に取ることで、信頼関係が構築できる。気になる内容に関しては、他の教職員と情報を共有した上で、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。
- ③ 教育相談の実践 ～気軽に相談できる雰囲気づくり～
日常生活の中での教職員の声かけ（チャンス相談）等、生徒が日頃から気軽に相談できる環境をつくることが重要である。それは、教職員と生徒の信頼関係の上で形成されるものである。また、定期的な教育相談週間を設けて、全生徒を対象とした教育相談を実施するなど、相談体制を整備する。
- ⑤ 生活アンケートの実施 ～いじめの実態をアンケートで把握する～
実態に応じて随時実施することを原則とするが、少なくとも学期に1回以上は実施する。いじめられている生徒にとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるため、実施方法については、記名、無記名、持ち帰り等、実情に応じて配慮する。

3 未然防止及び早期発見のための年間指導計画

	職員会議等	未然防止に向けた取り組み	早期発見に向けた取り組み
4月	いじめ対応チーム 指導方針・計画作成	入学前の小学校との情報交換	
		学級づくり	スクールコンケア
	家庭訪問 保護者向けの啓発	オリエンテーション 職員研修会 スマホ・タブレットの約束三原則	生活アンケート(学年)
5月	学校運営協議会 学級懇談会	3年修学旅行	生活アンケート(学年)
		2年「トライやる・ウィーク」 生徒会あいさつ運動	授業公開
6月	学校運営協議会 学校運営協議会	全校生サイバー犯罪防止教室	生活アンケート(全校)① 教育相談週間
		PTAあいさつ運動	教育懇談会
		人権学習	生活アンケート(学年)
7月	学校運営協議会 学校評価	地域行事参加	保護者懇談会(三者面談)
		地区奉仕作業	
8月	職員研修会 カウンセリング研修		
9月	いじめ対応チーム 学校運営協議会	PTAあいさつ運動	
			生活アンケート(学年)
		地域行事参加	教育相談週間
10月	学校運営協議会 学校評価		授業公開
			生活アンケート(学年)
		地区奉仕作業	生活アンケート(全校)②
11月	学校運営協議会 学校評価	地区奉仕作業	保護者懇談会(三者面談)
		地域行事参加	生活アンケート(学年)
12月	学校運営協議会 学校運営協議会	入学説明会 (サイバー犯罪防止教室)	
			教育相談週間
			保護者懇談会(三者面談)
1月	いじめ対応チーム 本年度のまとめ	地域清掃	生活アンケート(学年)
2月	学校運営協議会 学校運営協議会		
3月	いじめ対応チーム 本年度のまとめ		

《早期発見に向けた日常の取り組み》
あいさつ運動 読書指導 休み時間・昼休みの巡回指導 チャンス相談 とともに汗する清掃活動
生活ノート(生活のあゆみ)指導 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用 等

4 地域との連携

学校地域連携協議会などの学校と子どもたちの教育に関わる地域団体が情報交換、協議できる場を設けるなど地域ネットワークづくりを行い、いじめ問題への対応等の学校教育活動について情報提供し、地域における「子どもの見守り活動」などの教育支援を求める。

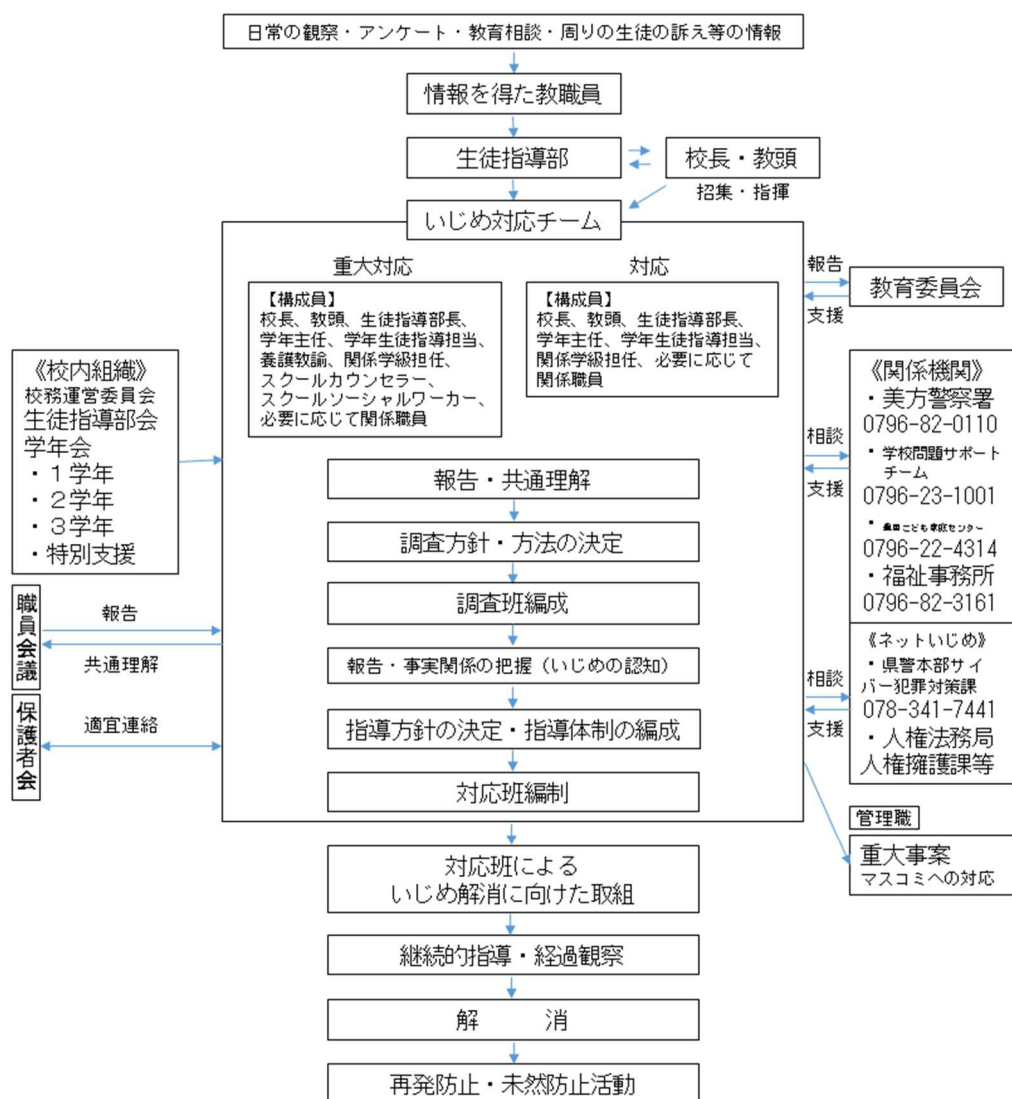
民生委員や児童委員、登下校の見守り隊、子ども会、スポーツ少年団等の地域の各種団体から

気になる言動があればすぐに学校へ連絡が入るよう、体制づくりに努めていく。

5 いじめの早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をしていく。いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて特定の教職員だけで抱え込まず、校内いじめ対応チーム（対策組織）へ報告し、組織的に対応していく。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守りを実施する。

（１）校内指導体制及び関係機関



○被害者やいじめを知らせた生徒等に十分配慮し、事実確認をする。

- ・ いじめを発見した時は、ただちに加害者、被害者の双方から事実関係を聞き取り、聞き取った内容については周辺生徒からも状況を聞き取る。
- ・ 必要に応じて、全校あるいは全学年のアンケートを実施する。

○双方の保護者に説明をする。

○双方の保護者と関係職員を交えて、関係改善を行うとともに傍観者への指導も行う。

6 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ア) 「いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき」(生徒が自殺を企図・暴行・心的外傷ストレス障害、金銭の強要等)
- イ) 「いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めた」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)

※「生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」を含む。

【いじめ防止対策推進法第28条第1項】

(2) 重大事態の取扱いについて

○重大事態の取扱いについて、以下の事項を徹底

- ・重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないこと。
- ・被害生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たること。

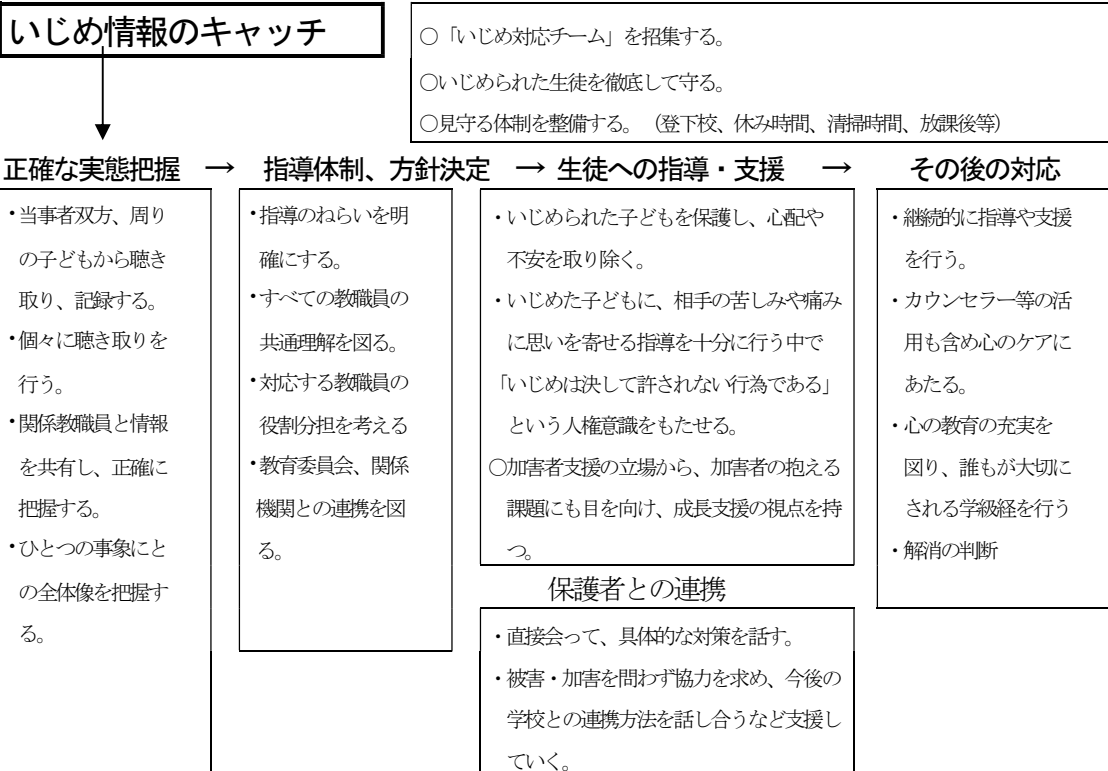
【いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成29年3月文部科学省)】

(3) 重大事態への対応

学校だけで解決が困難な事例に関しては、県教育委員会や市町組合教育委員会など学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断する。調査の主体は学校か学校の設置者であり、特に次の場合は設置者自らが調査を行う。

- 従前の経緯や事案の特性、いじめられた生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと設置者が判断する場合
- 学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合

7 組織的いじめ対応の流れ



いじめ早期発見のためのチェックリスト

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- ☐ 朝いつも誰かの机が曲がっている
- ☐ 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- ☐ 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- ☐ グループ分けをすると特定の子どもが残る
- ☐ 班にすると机と机の間に隙間がある
- ☐ 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある
- ☐ 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる
- ☐ 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- ☐ 些細なことで冷やかしたりするグループがある（ネットの書き込み含む）
- ☐ 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げ等をしている
- ☐ 人を傷つけるような乱暴な言葉が発せられることがある

いじめられている生徒

◎ 日常の行動・表情の様子

- ☐ おどおどしている
- ☐ いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- ☐ 下を向いて視線を合わせようとしないう
- ☐ 表情が暗く、元気がない
- ☐ 早退や一人で下校することが増える
- ☐ 遅刻・欠席が多くなる
- ☐ 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- ☐ ときどき涙ぐんでいる
- ☐ 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする
- ☐ わざとらしくはしゃいだりおどけたりする
- ☐ にやにや、へらへらしている

◎ 授業中・休み時間

- ☐ 発言すると友だちから冷やかされる
- ☐ 一人でいることが多い
- ☐ 班編成の時に孤立しがちである
- ☐ 教室へいつも遅れて入ってくる
- ☐ 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- ☐ 教職員の近くにいたがる
- ☐ 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする

◎ 昼食時

- ☐ 好きな物を他の子どもにあげる
- ☐ 他の子どもの机から机を少し離している
- ☐ 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- ☐ 食べ物にいたずらされる

◎ 清掃時

- ☐ いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- ☐ 一人で離れて掃除をしている

◎ その他

- ☐ トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- ☐ 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- ☐ 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- ☐ 理由もなく成績が突然下がる
- ☐ 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す
- ☐ 服に靴の跡がついている
- ☐ ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- ☐ 手や足にすり傷やあざがある
- ☐ けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- ☐ 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする

いじめている生徒

- ☐ 多くのストレスを抱えている
- ☐ 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- ☐ あからさまに、教職員の機嫌をとる
- ☐ 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ
- ☐ 教職員によって態度を変える
- ☐ 教職員の指導を素直に受け取れない
- ☐ グループで行動し、他の子どもに指示を出す
- ☐ 他の子どもに対して威嚇する表情をする
- ☐ 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉をつかう（ネット上を含む）